

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月24日(木) 午後1時30分から午後2時30分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 9名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田一幸		7番	中島牡雄	(会長)
2番	(欠員)		8番	五月女秀作	(会長代理)
3番	飯塚真砂美		9番	大貫勇一	
5番	川島幸雄		10番	濱野一郎	
6番	高澤憲司		11番	金子重弥	

4. 欠席委員 金子重弥

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. 農地利用最適化推進委員 13名

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原繁
事務局次長 根岸紀夫
主任 高見直輝 (書記)

8. 会議の概要

議 長	ただ今から、12月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、8名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思
	いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	8番 五月女秀作委員、9番 大貫勇一委員のご両人をお願いします。
	なお、本委員会への欠席通知は、11番 金子重弥委員より出されて
	しております。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と
	いたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願い
いたします。	
事務局	事務局より説明いたします。
	農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	受付番号629号では、譲受人は、造園業を行っております。申請
	地では、植木の苗木を育成していきたいことから、今回、売買を行
	うものです。また、申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思
われます。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等に	
ついて問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2	
項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしてい	
ると考えます。	
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。	
5番	受付番号629号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書
	類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。
	この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地
	は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用
	したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑を
	かけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを
	履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑 ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、担当委員の報告のとおり許可することに賛成の委員は、「起立」願います。
	(起立全員)
	起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号630号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号630号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。申請農地は、昭和45年以前より宅地利用されていた場所とのことです。今回、子供が敷地内で住宅の建築を計画したことで、改めて、自分の土地を調査したところ、申請農地を宅地として使用していたことが判明し、現況に合わせるため、農家住宅敷の拡張として申請するものです。また、農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
8番	受付番号630号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、申請地上にある母屋と離れと物置2棟を利用し、生活しております。このたび、息子と孫が母屋の建替えを検討しており、ハウスメーカーにて土地の調査を行ったところ既存の離れが農地へ

	越境していることが判明しました。当該地は長年現在の利用状況を続けており、いつからこのような状況なのかはわかりません。私は現在3世帯、8人と同居しており農業を営んでおります。同居人数が多く、母屋での寝食と農業の事業を補助する目的で離れを利用してきました。今後孫が増える可能性もあり、今以上に離れを必要としております。農地への越境につきましては、しかるべく手続きを行いますので上記理由により引き続き離れを利用していきたいと考えております。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願います。
	(発言なし)
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第3号)	引き続き、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号631号から643号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。はじめに、受付番号631号、632号、634号から637号、639号から641号については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。また、受付番号633号、638号、642号及び643号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。受付番号631号及び632号では、太陽光発電施設を設けるものです。631号では、譲受人は、東京都新宿区に事務所を置き、平成29年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、現在、保全管理はされておりますが、周辺はすでに太陽光発電施設が建ち並んでいる場所と

なっています。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。632号では、譲受人は、東京都中央区に事務所を置き、平成29年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地は、631号の申請農地に隣接しており、農地の広がりがない場所となっています。また、周辺は、太陽光をさえぎる高い建物もなく、採算性も十分に見込められることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、二つの案件とも施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号633号から639号では、自己用住宅を設けるものです。633号では、譲受人は現在、市内の自己用住宅に子供3人の4人で暮らしています。譲受人の仕事は、自動車が受けたへこみなどを金属棒等で平らに戻す作業やガラスのひび割れを埋める作業を行っています。この作業は、工場内での作業ではなく、ほとんどが出張先で行うものとのことです。このことから、国道沿いや人が集まる場所で住宅を建築できる場所を探していたそうです。申請農地は、国道125号の沿線で、大型ショッピングモールのすぐ北側に位置するなど条件にあった場所とのことです。なお、今の住まいは、約150㎡と狭く、また、来年には、結婚を控え、20歳以上の子供が4人となることから、夫婦と子供たちの車の駐車スペースが6台分必要となり、申請農地は、面積的にも好立地な場所とのことです。なお、今の住まいは、今後売買されるものとなっています。634号では、譲受人は、現在市内のアパートに妻と二人で暮らしています。今の借家では不経済であり、資金の確保もできることから、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近くに、国道125号線が通り、南側には、大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が整っていることから、今回申請するものです。635号では、譲受人は、現在、市内のアパートに妻と二人で暮らしています。来年には子供が生まれることから、今の住まいでは手狭となり、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や、南羽生駅、大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が良いことから、今回申請するものです。636号では、譲受人は、現在、市内のアパートに妻と二人で暮らしています。今の借家では不経済であり、今後の生活を思うと、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、近くに須影小学校や、南羽生駅、大型ショッピングモールがあるなどとても住環境が良いことから、今回
--

申請するものです。637号では、譲受人は親子となっており、子供の方は、現在、市内のアパートで妻と二人で暮らしています。今の借家では不経済であり、手狭でもあることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、既存集落に介在している
ことで、住環境がとても良く建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。なお、譲受人である父については、金融機関からの融資条件において、連帯債務者となっていることから申請人となっているものです。638号では、譲渡人は譲受人の祖父となっています。譲受人は現在、加須市のアパートで妻と二人で暮らしています。今の借家では不経済であり、手狭でもあることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。
申請農地は、譲受人の実家のすぐ南側に位置しており、今後、祖母・両親と共に協力して生活ができることから、最適な場所とのことです。このことから、建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。639号では、譲受人は現在、市内のアパートで妻、子の三人で暮らしています。今の借家では不経済であり、また、先月、子が生まれ、手狭でもあることから、自分の住宅を建築したいと考えていました。申請農地は、既存集落に介在し、妻の実家のすぐ西側に位置しており、今後生活するうえで、お互いに協力し暮らすことのできる最適な場所とのことです。このことから、建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから申請するものです。受付番号640号では、譲受人は、加須市に事務所を置き、昭和54年から主に運送業を行っている法人です。申請農地は、大沼工業団地の西側に位置し、都市計画法第34条第12号に基づき、予定建築物の用途が工業専用地域に指定された場所となっています。譲受人は、運送業務が順調に推移し、業務拡張のため倉庫を建築できる場所を探していました。申請農地の周辺は、すでに工業団地となっており、羽生インターチェンジからも近いなど倉庫敷きとして、最適な場所とのことです。このことから、倉庫の建築を計画したところ、譲渡人の了解を得られたことから今回、申請するものです。受付番号641号では、譲受人は、市内に事務所を置き、平成26年から主に運送業を行っている法人です。申請農地は、大沼工業団地の西側に位置し、都市計画法第34条第12号に基づき、予定建築物の用途が工業専用地域に指定された場所となっています。譲受人は、約30社と取引を行っており、業務も順調に推移しています。現在、市内に2か所の車庫、羽生市と行田市に1ヶ所づつある倉庫を使用しているとのことです。近年、

	<p>ネットショップなどによる市場の成長と宅配業務の拡大に伴い、輸送ニーズは益々多様化しており、また、このニーズに的確に対応するために、新たな倉庫を建築する計画をしたところ、譲渡人の了解を得られたことから、今回、倉庫敷きとして申請するものです。受付番号642号では、譲受人と譲渡人は親子となっています。譲受人は現在、両親と同居していますが、独立して自分の住宅を建築したいと考えていました。両親に相談したところ、敷地内に建築してもよいことになり、改めて土地等を調査したところ、以前より、宅地として利用していた場所が農地のままであることが判明しました。このことから、今回、現況に合わせるため、自己用住宅敷として申請するものです。受付番号643号では、譲受人は、兵庫県加古郡稲美町に事務所を置き、昭和63年から主に運送業を行っている法人です。申請農地は、平成30年に建築された羽生倉庫（東日本センター）の東側に隣接した場所となっています。譲受人は現在、在庫量が増え、特に新規の受け入れを開始したことで、手狭になっているとのこと。市内に別の場所を借りて業務を行っておりますが、非常に効率が悪く、作業に時間がかかることから、今回、既存倉庫東側の隣接した場所へ、倉庫を拡張するために申請をするものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的は問題ないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号631号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在当社は、太陽光発電施設を所有し太陽光発電事業を営んでいます。このたび、同業者の知人より埼玉県羽生市辺りが用地として良いと聞き、羽生市内に新しい太陽光発電事業を行う用地を探していたところ、同土地を紹介されました。同土地を検討した結果、周辺にも太陽光発電施設があり、近隣住民の方へのご迷惑をかける可能性も低く、規模的にも良いものなので同事業には適している土地と判断いたしまして今回の申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>

3番	受付番号632号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在当社は、太陽光発電施設を所有し太陽光発電事業を営んでいます。このたび、羽生市内に新しい太陽光発電事業を行う用地を探していたところ、同土地を紹介されました。同土地を検討した結果、当社所有の発電施設の近くで、周辺にも太陽光発電施設があり、近隣住民の方へのご迷惑をかける可能性も低く、規模的にも良いものなので同事業には適している土地と判断いたしまして今回の申請となりました。何卒、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく願います。
9番	受付番号633号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、自動車が受けた電害を専用の金属棒やヘラ等で平らに戻すデントリペアと、飛び石等で傷ついた自動車のガラスのひび割れ等を防ぐためにその傷を埋めるガラスリペアの仕事をしています。
	どちらも電気や水道も必要としないため、専用の工場はまったく必要なく各ディーラーや個人宅に訪問して作業しております。近年、車のへこみを板金工事では費用と時間がかかるため、安価なデントリペアを利用する人が増えて参りました。しかし、世間にまだ浸透していないので、インターネットにより顧客を募集したところ、
	「国道で飛び石被害に遭い、イオンモール羽生に避難しているので助けてください。」や群馬県・栃木県など遠方からの申し込みも多く、お伺いして作業していたのですが、短時間で完了することから
	「イオンモール羽生で買い物している間に作業できませんか」との声にお応えしているうちに、今では目立って増えてきております。
	そこで申請地はイオンモール羽生には徒歩圏内でありまして、急な要請に対応できます。もちろん地方や近隣のディーラーでも作業は行っておりますので、国道125号に近い交通の利便性は最適であります。現在、私は現住所にて子供3人と私の4人家族で平成

	<p>6年に建築した持ち家にて生活しております。一番末っ子の長女が二十歳となり、全員が車の運転をできる年齢になりました。現在の所有地ですが、760㎡を6件の共有となっており、150㎡程度でして、1階の床面積が58.38㎡ですが、4台分の駐車スペースを確保するのが精一杯という状況です。また来年再婚を考えておりまして、婚約者双方の末っ子が二十歳になったのをきっかけに籍を入れようと思い、その準備として建物も25年が経ち、老朽化が目立ってまいりましたので建替えも考えましたが、年頃の子供たちのプライバシー保護のため、一人一室を欲しており、また6人分の駐車場の確保は現在の敷地では不可能であるため、長年近隣の不動産屋を通じ物件を見てきましたが、面積が小さかったり、広いと予算に合わなかったり折り合いがつかず、やっと巡り合えた最適な地だと確信いたしました。子供たちの通勤の利便性を考えた上でも、申請地は国道125号線に近いので申請地以外考えられません。なお、現在の住まいは許可後売却予定となっておりますので契約書を添付いたします。どうか諸事情を考慮いただき、ご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号634号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在は借家に住んでおり、手狭になってきたため住宅を建てようと考えました。土地建物を所有していないため手頃な土地を探していたところ、本申請地を見つけることができました。資金の目途もたちましたので、申請地を売買にて取得して自己用住宅を建築したいと思っております。上記のような理由から、農地法第5条第1項の規定による許可申請をいたしますので許可の程、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号635号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内のアパートにて生活をしておりますが、来年子供が産まれることもあり、現在の住まいでは手狭となるため、今後のことを考え、十分な広さの住居を構えたいと思っておりましたが、自己所有の土地、建物はないため、建築できる土地を探しておりました。</p> <p>住宅地の選定に際し、私の勤め先が久喜市で、妻の勤め先が行田市であり、今後も羽生市で生活していきたいと考え、羽生市内で土地を探していたところ、今回の申請地を譲って頂けることになりました。こちらの土地は、近くに小学校や大型商業施設などもあり、生活していく環境が整っているため、ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしく御願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号636号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、市内のアパートにて生活をしておりますが、このたび結婚することになり、今後の生活のことを考え、十分な広さの住居を構えたいと思っておりました。現在の住まいが羽生であり、妻の実家も羽生であるため、羽生市内で建築可能な土地を探していたところ、今回の申請地を譲って頂けることになりました。こちらの土地であれば職場までも現在と同じぐらいの通勤時間で通えますし、学校や大型スーパーも近くにあり、安心して生活していけると思っております。ぜひこちらの土地に住宅を建築し暮らしていきたいと思っておりますので何卒、ご許可願いたくよろしく御願い致します。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号637号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たち夫婦は羽生市内に暮らしておりますが、部屋が手狭になり自分たちの家を持ちたいと考えていました。住宅ローンを組み</p>

	<p>たいのですが、親の援助がないと購入することができません。金融会社に相談し連帯債務として父が同意してくれたら融資を実行すると条件を付けられました。父は奥多摩に住み続けており、埼玉に住むことはできませんが連帯債務者としてなら協力してもいいと言っております。連帯債務者の意味も銀行で十分に説明されました。私は加須市で働いていますが、通勤距離・時間はさほど今と変わりません。申請地は、6.8mの道路に接しており合併浄化槽後の放流できる道路側溝もあり、家が建ち並ぶ集落地です。大きな商業施設もあるため買い物にも便利なところです。以上のような理由より当地を選定し、今般の開発行為許可申請となった次第でございます。何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
1番	<p>受付番号638号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在は隣接する加須市でアパート住まいをしておりますが、子供を設けるにあたりまして、自己のための住宅を検討するのに、実家の南側の土地を祖父より提供して頂き、夫婦と将来生まれる子供で住むための戸建て住宅を計画しました。計画地の北側に祖父及び父の居宅が隣接しており農業を営む上で支障が出ないため建築敷地として選定しました。自身もずっと住んでいた実家のすぐそばでもあり、子育てや将来両親・祖父母の介護が必要になった際にも都合が良いので、この土地を建築敷地に自己用住宅を建築いたしたく申請いたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
5番	<p>受付番号639号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>今般、申請地に自己用住宅を建築したく農地法第5条許可申請並びに開発許可申請を致します。私たちは二人で羽生病院に務めながら市内アパートにて仲良く夫婦で借家住まいをしております。今回、</p>

	<p>妻の実家の近隣に永住する土地を探してまいりましたのも、令和2年11月に長男が生まれたのですが、現在の借家では、以前から手狭になるのが容易に想像できました。仕事場も大変忙しい状況であるため、これからも二人で貢献していきたいと考えていますので、子育ての面でも実家を頼ることの方が多いと思いますが、両親の応援を戴きながら、永住する住まいを建築し、時間の許すときは積極的に実家の手伝いもしていきたいと考えています。申請地は実家に近いというのが何よりですが、現在の住まいからも1kmしか離れていないので住環境に関しても熟知している所であります。どうか諸事情を考慮いただきご許可くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号640号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>昭和54年2月に加須市に於いて運送業を開業し現在に至っております。今般、業務拡張のため、倉庫が必要になり候補地を探していたところ本物件を紹介され、購入することに致しました。添付建物賃貸契約書写しにありますように5700㎡の倉庫を借りています。これを約半分にいたしたく、自社倉庫建築を計画した次第です。調整区域のため法の適応を受け基準を遵守し周囲に迷惑のかからないよう努めたいと思います。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号641号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>平成27年11月に当社を設立し、倉庫業、荷役・梱包・出荷など、一般貨物自動車運送事業を主業務に行っております。お客様の大切な商品の一つ一つお届けすることを第一に掲げ、これまで物流業に携わってまいりました。主要取引先として、</p> <p style="text-align: right;">30社以上の企業様とも取</p>

	<p>引を行わせていただいているところです。おかげさまを持ちまして業績の伸びに併せ社員の雇用拡大や輸送車両の拡充に努めて参り、現在の輸送車両は2トン車両から13トン車両まで58台を以って車庫としてガソリンスタンド併設の4,500㎡程の土地を第一車庫として借上げ、さらに第二車庫として面積2,400㎡程の土地を借上げて利用しております。物流倉庫としては、羽生市南倉庫を平成29年3月に、令和元年8月には行田市内に2か所の倉庫を開設し、商品の配送業務を行っております。近年、ネットショッピングである電子商取引市場の成長と宅配便の増加が急拡大しており、今後、お客様の輸送ニーズは益々多様化すると考えております。これからは、荷物を運ぶ・保管するだけでなく、入庫、保管、加工、梱包、検品、出荷、配送そして在庫管理までを包括した業務を行うべく輸送事業体制を構築する必要があります。弊社もこれら体制構築に向け、新たな自家用倉庫の開設と輸送コスト削減に向けた大型車両導入のための車庫の増設も必要なところです。そして、お客様の多様化するニーズに的確に対応して参りたいと考えております。このようなことから、起業した地である羽生市内で今後の事業構築や拡大にも対応できる一定規模の土地について、交通の利便性の高い国道122号線、国道125号線沿線や羽生インターチェンジ周辺をメインに探してまいりました。このたび、上記の申請地について、土地所有者のご協力を得られる運びとなりましたことから申請を致すものです。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
10番	<p>受付番号642号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私は両親と生活しておりますが、私物等が増え、手狭となり、自己用住宅を建てる計画を立てました。申請地は昔から建物が建っており、今年7月に当初除外をした土地で、物置等かなり老朽化がひどく、すべて撤去することになり、そこで両親に相談したところ、父の所有している土地で、上記土地を借り受け、専用住宅を建築することになりました。目的は自己用の専用住宅とし、決して他の目的の用途にしません。周辺農地には被害がないよう対処します。万一生じた場合は責任を持って対処致します。なお、市街化調整区域</p>

	<p>長期居住者は父で添付住民票のとおり 20 年以上居住しているのが確認できることから都市計画法第 3 4 条第 1 2 号に該当します。以上のような理由で農転 5 条の申請に至りましたので何分よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
6 番	<p>受付番号 6 4 3 号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当初計画では、最低でも 5, 0 0 0 坪の倉庫敷地を予定したが、希望に見合う適地がなく、現在の敷地にて東日本センターの操業を開始した。しかし過去 1 0 年間の伸び率から判断したとおり、在庫量も増え、特に 2 0 1 5 年度から新規の受け入れを開始したため手狭となってしまった。やむなく、外の場所の倉庫を手配し、商品をストックしている状況です。しかし、非常に作業効率も悪く、商品の積み下ろし、荷積み作業を太陽光線下で行っている状況にあり、当然雨の日は、大庇下だけでの作業を強いられます。隣接する東側の土地に敷地拡張できれば、当初計画した面積も確保でき、大型トレーラーの転回にも困ることもなく、作業も効率がアップするものと期待しています。当該計画における格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願ひします。</p>
議 長	<p>以上で、担当委員及び事務局からの報告、説明が終わりました。ただいまの報告及び説明に対し、ご質疑・ご発言を願ひます。</p> <p>（発言なし）</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願ひます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願ひます。</p>

事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の確認
	<p>についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査、審議もございませんのでご報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として4件、駐車場として1件、貸店舗敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約についてでございますが、20件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。</p> <p>報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました11月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が1件、5条が12件、ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく、申し上げます。</p> <p>① 1月の定例農業委員会の日程について</p> <p>② 農地相談会について</p> <p>③ 活動記録簿の活用について</p>
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。
<p>上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和2年 12月 24日</p> <p style="text-align: right;">会 長 _____ 署名委員 _____ 署名委員 _____</p>	